

拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（諏訪湖畔のスイセン）

介護保険料率改正のお知らせ

政府管掌健康保険が平成20年3月分から、下記のとおりに変更になります。これは、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の介護保険料率が、1.43%から1.33%に変更になるためです。平成20年4月に支給する給与から控除する健康保険料から変更になりますので、給与計算の際にはご注意ください。

【介護保険第2号被保険者に該当する場合の保険料率】

	平成20年3月分（平成20年4月30日納期限分）まで	平成20年4月分（平成20年5月31日納期限分）から
健康保険料率（全額）	9.430%	9.330%
（うち介護保険料率）	1.43%	1.33%
健康保険料率（折半）	4.715%	4.665%

なお、健康保険組合に加入している方の介護保険料率は、加入している健康保険組合によって異なりますので、ご確認ください。

税制改正情報 第13号 新築住宅に係る固定資産税の減額措置

今月は、住宅取得者の初期負担の軽減に通じる、新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、みていきましょう。

1. 概要

一定の要件を満たす住宅を新築した場合、3年間(地上階数3以上の中高層耐火建築物については5年間)にわたって、住宅として使用する部分の床面積のうち120㎡までの部分の固定資産税の2分の1が軽減されます。

2. 対象となる新築住宅の要件

固定資産税の減額措置の対象となる新築住宅は、以下に掲げる要件を満たすものです。

① 居住用部分

住宅として使用する部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること。

② 床面積

居住用部分の床面積が、住宅の新築の時期に応じて、次に掲げる面積であること。

- 平成12年1月2日から平成13年1月1日までに新築されたもの
40㎡以上280㎡以下（戸建以外の貸家住宅にあつては、35㎡以上280㎡以下）
- 平成13年1月2日から平成17年1月1日までに新築されたもの
50㎡以上280㎡以下（戸建以外の貸家住宅にあつては、35㎡以上280㎡以下）
- 平成17年1月2日以後に新築されたもの
50㎡以上280㎡以下（戸建以外の貸家住宅にあつては、40㎡以上280㎡以下）

3. 減額される税額

減額される税額は、新築住宅に係る固定資産税額のうち、居住用部分（共同住宅等の場合には基準住居部分に限る）に対応する税額（居住用部分または基準住居部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡までの部分に対応する税額）の2分の1に相当する金額が減額されます。

4. 適用期間

新築住宅に係る固定資産税の減額措置は、新たに固定資産税が課される年度から3年間（主要構造部を耐火構造とした建築物または建築基準法に規定する準耐火建築物で、地上階数3以上のものは5年間）にわたって適用されます。

5. 適用期限の延長

新築住宅に係る固定資産税の減額措置は、平成20年3月31日までに新築されたものに適用されるものとされていましたが、平成22年3月31日までに新築されたものまで、2年間延長されました。

(大久保 久美子)

事業承継税制の概要②

□非上場株式等に係る納税猶予制度の概要

前号でお伝えしましたとおり、平成21年度の税制改正で、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されます。これは、深刻な後継者不足の問題を抱える中小企業の事業承継を支援するための税制措置で、「事業承継計画」の認定を受けた非上場の中小企業の株式等に係る相続税の80%を納税猶予する、というものです。

①現行の中小企業事業承継税制と改正の概要

現在の、中小企業事業承継税制と改正の概要は次のとおりです。

自社株式に係る減額措置（現行制度）

主な要件

《対象会社要件》

発行済株式総額20億円未満の会社

《軽減対象の上限》

相続した株式のうち、発行済株式総数の3分の2又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に大幅拡充

自社株式に係る80%納税猶予（改正後）

主な要件

《対象会社要件》

対象会社は中小企業基本法上の中小企業

※発行済株式総額は撤廃

《軽減対象の上限》

軽減対象となる株式の限度額は撤廃

※ただし、発行済議決権株式総数の3分の2以下の限度あり

(出典：中小企業庁)

②納税猶予制度の概要

納税猶予制度の具体的な内容は、以下のとおりです。

- 後継者が相続または遺贈により取得した自社株式の80%に対応する相続税の納税を猶予
- 納税猶予⇒5年間、雇用を確保しつつ事業を継続し、その後株式保有を継続すれば、最終的に納税が免除

被相続人の要件

- 会社の代表者であったこと
- 被相続人と同族関係者で発行済株式総数の50%超の株式を保有、かつ、同族内で筆頭株主であった場合

相続人（後継者）の要件

- 会社の代表者であること
- 相続人と同族関係者で発行済株式総数の50%超の株式を保有、かつ、同族内で筆頭株主となる場合

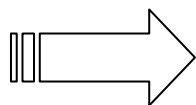
中小企業基本法の中小企業であること

- 中小企業基本法における中小企業の定義

	資本金	又は	従業員数
製造業その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業			100人以下

事業継続の要件

- 5年間の事業継続。具体的には、以下の要件を満たすことが必要となります。
 - ・ 代表者であること
 - ・ 雇用の8割以上を維持
 - ・ 相続した対象株式の継続保有
(経済産業大臣によるチェック)



死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合に、猶予税額の納付を免除

なお、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に抜本的に改正することが検討されています。次号は、現行制度と遺産取得課税方式についてお伝えします。

(税理士 朝倉 令子)